

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8 月 2 日
【会社名】	株式会社トーエル
【英訳名】	Toell Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中田 みち
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目 5 番21号
【電話番号】	045 - 592 - 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務人事本部長 服部頼和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区高田西一丁目 5 番21号
【電話番号】	045 - 592 - 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務人事本部長 服部頼和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成28年7月28日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年7月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加する。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行する。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正、条数の変更等、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、稲永修、山下昌利、中田みち、横田孝治、後藤真、稲永昌也、室越義和、関本兼助、渋谷成寿の9氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、山中正幸、谷口五月、飯島節子の3氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、佃博氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権・無効 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	165,992	287	10	(注)1	可決 (92.99%)
第2号議案				(注)2	
稲永 修	164,239	2,040	10		可決 (92.00%)
山下 昌利	165,405	874	10		可決 (92.66%)
中田 みち	165,421	858	10		可決 (92.67%)
横田 孝治	165,421	858	10		可決 (92.67%)
後藤 真	165,421	858	10		可決 (92.67%)
稲永 昌也	165,421	858	10		可決 (92.67%)
室越 義和	165,421	858	10		可決 (92.67%)
関本 兼助	165,416	863	10		可決 (92.66%)
渋谷 成寿	164,367	1,912	10		可決 (92.08%)
第3号議案				(注)2	
山中 正幸	165,368	911	0		可決 (92.64%)
谷口 五月	166,016	263	0		可決 (93.00%)
飯島 節子	164,525	1,754	0		可決 (92.17%)
第4号議案				(注)2	
佃 博	165,014	1,275	0		可決 (92.44%)
第5号議案	166,003	286	0	(注)3	可決 (92.99%)
第6号議案	165,998	291	0	(注)3	可決 (92.99%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上